

令和7年度 滋賀県医師少数区域経験認定医師勤務推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医師少数区域等での勤務を促し、医師偏在の解消を図るため、認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業実施要綱（令和2年7月9日付け医政発0709第4号厚生労働省医政局長通知）に基づき、医師少数区域等に所在する病院または診療所が行う認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「医師少数区域等」とは、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第6項に規定する区域および法第30条の4第2項第14号に規定する区域（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして知事が定めたものをいう。

2 この要綱において「医師少数区域経験認定医師」とは、法第5条の2第1項の認定を受けた医師で、原則として同一の医師少数区域等に所在する病院または診療所に週32時間以上（育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務する医師をいう。

3 この要綱において「勤務月数」とは、申請年度中、補助の対象となる医療機関で勤務した月数であって、在職期間のうち暦日で月の1/2以上在職した月数（法第5条の2第1項の認定を受けた日の属する月以降に限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のすべてに該当する医療機関とする。

- (1) 医師少数区域等に所在する病院または診療所であること。
- (2) 医師少数区域経験認定医師を有していること。

2 補助事業者は、自己または自社の役員等（自社の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または自社の経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) (1) から (5) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 3 補助事業者は、前項第2号から第6号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。

（補助対象事業）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、医師少数区域経験認定医師に対して、次の各号のいずれかに該当する経費を支援する事業とする。

- (1) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料および旅費
- (2) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費（支援対象医師のために必要な図書を病院または診療所において購入する場合を含む。）
- (3) 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付の額は、次に掲げるところにより算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める補助事業ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

（交付申請）

第6条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第1号の申請書に次に掲げる関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助金所要額調（別紙1）
- (2) 医師少数区域経験認定医師の状況確認書（見込）（別紙2）
- (3) 補助金所要額明細書（別紙3）

(4) 医師少数区域経験認定医師証明書

(5) 歳入歳出予算（見込）書の抄本

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要として認めて指示した書類

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付決定）

第 7 条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 8 条 規則第 5 条に規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容または事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業完了後に消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金にかかる消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額税額が 0 円の場合を含む）は、別記様式第 2 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（または一支

社、一支所等)であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(6) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
2 前項第1号および第2号の規定による承認の申請は、別記様式第3号の変更等承認申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 補助金所要額調(別紙1)
- (2) 医師少数区域経験認定医師の状況確認書(見込)(別紙2)
- (3) 補助金所要額明細書(別紙3)
- (4) 歳入歳出予算(見込)書の抄本
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要として認めて指示した書類

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する補助事業実績報告は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに別記様式第4号の事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 補助金所要額精算書(別紙4)
 - (2) 医師少数区域経験認定医師の状況確認書(確定)(別紙5)
 - (3) 補助金精算額明細書(別紙6)
 - (4) 歳入歳出決算(見込)書の抄本
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

る。

- 2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（別記様式第5号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第12条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）補助金を対象外事業または対象外経費に使用したとき。
- （2）申請内容および報告内容に虚偽があることが判明したとき。
- （3）その他法令またはこの要綱に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用することがある。

（補助金の返還）

第13条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分について、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還させるものとする。

（検査）

第14条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施に係る資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

（書類の提出）

第15条 この要綱に定める書類は、正本一部を滋賀県健康医療福祉部医療政策課に提出するものとする。

（標準処理期間）

第16条 この補助金に係る標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- （1）規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内
- （2）第8条第1項第1号または第2号の規定による変更または中止もしくは廃止の承認 承認の申請があった日から起算して14日以内
- （3）規則第13条の規定による額の確定 第9条の規定による実績報告があった日

から起算して 30 日以内

(電子情報処理組織による申請等)

第 17 条 補助事業者は、第 6 条の規定に基づく交付の申請、第 8 条の規定に基づく計画の変更・中止等の申請、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告および第 9 条の規定に基づく実績報告ならびに第 11 条の規定に基づく交付請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 月 日から施行し、令和 7 年度の補助金に適用する。
- 2 令和 7 年度の補助金における第 4 条の規定については、令和 7 年 4 月 1 日以降の経費について適用する。

別表

1. 補助事業	2. 基準額	3. 対象経費
研修受講経費 (第4条第1号に定める経費)	医師少数区域経験認定医師1人当たり次により算出された額 (1)研修受講料 10,000円×勤務月数 (2)旅費 県内：2,000円×勤務月数 県外：12,000円×勤務月数	雑役務費(研修受講料) 旅費
専門書購入経費 (第4条第2号に定める経費)	医師少数区域経験認定医師1人当たり 54,000 円	備品費(図書)
他病院勤務経費 (第4条第3号に定める経費)	医師少数区域経験認定医師1人当たり 県内：4,000円×勤務月数 県外：24,000円×勤務月数	旅費